

県南広域振興局長告示第185号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成20年12月12日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 訪問介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
医療法人仁愛会	一関市中央町二丁目 3番18号	一関市真柴字吉ケ 沢20番52	一関ヘルパーステ ーション	一関市真柴字吉ケ 沢20番95	平成20年8月 11日

2 訪問看護

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
医療法人仁愛会	一関市中央町二丁目 3番18号	一関市真柴字吉ケ 沢20番52	一関訪問看護ステ ーション	一関市山目町三丁 目5番8号	平成20年8月 11日

3 通所リハビリテーション

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
医療法人仁愛会	一関市中央町二丁目 3番18号	一関市真柴字吉ケ 沢20番52	一関ナーシングホ ーム	一関市真柴字吉ケ 沢20番52	平成20年8月 11日

4 短期入所療養介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
医療法人仁愛会	一関市中央町二丁目 3番18号	一関市真柴字吉ケ 沢20番52	一関ナーシングホ ーム	一関市真柴字吉ケ 沢20番52	平成20年8月 11日

5 介護予防訪問介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
医療法人仁愛会	一関市中央町二丁目 3番18号	一関市真柴字吉ケ 沢20番52	一関ヘルパーステ ーション	一関市真柴字吉ケ 沢20番95	平成20年8月 11日

6 介護予防訪問看護

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			

医療法人仁愛会	一関市中央町二丁目 3番18号	一関市真柴字吉ケ 沢20番52	一関訪問看護ステ ーション	一関市山目町三丁 目5番8号	平成20年8月 11日
---------	--------------------	--------------------	------------------	-------------------	----------------

7 介護予防通所リハビリテーション

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
医療法人仁愛会	一関市中央町二丁目 3番18号	一関市真柴字吉ケ 沢20番52	一関ナーシングホ ーム	一関市真柴字吉ケ 沢20番52	平成20年8月 11日

8 介護予防短期入所療養介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
医療法人仁愛会	一関市中央町二丁目 3番18号	一関市真柴字吉ケ 沢20番52	一関ナーシングホ ーム	一関市真柴字吉ケ 沢20番52	平成20年8月 11日

9 介護老人保健施設

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
医療法人仁愛会	一関市中央町二丁目 3番18号	一関市真柴字吉ケ 沢20番52	一関ナーシングホ ーム	一関市真柴字吉ケ 沢20番52	平成20年8月 11日